

別添 配置販売品目指定基準の一部を改正する件

厚生労働省告示第二百九十九号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第三十条第一項の規定に基づき、配置販売品目指定基準（昭和三十六年厚生省告示第十六号）の一部を次のように改正する。ただし、平成十五年八月二十七日までに指定された耳鼻剤に係る配置販売品目については、平成十六年八月二十七日までは、なお従前の例による。

平成十五年八月二十八日

厚生労働大臣 坂口 力

別表第一耳鼻剤の項中「、塩酸フェニルプロパノールアミン」を削り、「塩酸フェニレフリン」の下に「、塩酸プソイドエフェドリン」を加え、「リドカイン」の下に「、硫酸プソイドエフェドリン」を加え、同表外用殺菌消毒剤（外用化のう性疾患治療剤を含む。）及び外用鎮痛鎮痒収斂消炎剤（外傷、火傷及びびび治療剤を含む。）の項中「〇・七五％」を「一・七五％」に改める。